

見附市告示第53号

見附市病院事業会計年度任用職員に関する取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市病院事業会計年度任用職員に関する取扱要領の一部を改正する要領  
見附市病院事業会計年度任用職員に関する取扱要領（令和3年見附市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表中「7,100円」を「7,300円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「12,900円」を「13,500円」に改める。

様式第1号中

「

その他	勤務条件等は、見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び見附市会計年度任用職員の任用に関する規程によるものとします。
-----	--

」を

「

その他	1 勤務条件等は、見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、見附市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び見附市会計年度任用職員の任用に関する規程によるものとします。 2 災害等が発生した場合に災害対応業務等への従事を命じることがあります。
-----	--

」に改める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。